共有在庫市場
参加規約

会員様は必ずお読み下さい

AUCNET

平成２０年　３月　１日改訂

目　　次

参 加 規 定

第1章 基　本　事　項（第1条～第15条）…… （1）

第2章 取 引 へ の 参 加（第16条～第38条）…… （3）

第3章 検　　査（第39条～第45条）…… （9）

第4章 輸　　送（第46条～第52条）……（14）

第5章 自　動　車　税（第53条～第56条）……（15）

第6章 審　　査（第57条～第61条）……（16）

第7章 手　　数　　料（第62条～第64条）……（19）

検査員資格基準……（20）

※ 諸　　則……（21）

平成２０年　３月　１日改訂

第1章　　基本事項

（名　　称）

第　１　条
当会は「オークネット共有在庫市場」と称する。（以下、「当会」という）

（目　　的）

第　２　条
当会は次の事項を目的とする。
①中古自動車の在庫取引市場の運営事業。
②中古自動車の在庫情報の提供。
③中古自動車の相場情報の提供。
④売手、買手双方の利便が公益的に生じ、業界の発展に寄与すること。

（所 在 地）

第　３　条
当会は東京都千代田区三番町８番１にその本拠地を置き、（株）オークネット（以下、当社という）が運営を行うものとする。

（取引の日時）

第　４　条
当会は、午前9：30より午後6：00まで市場を開催する。
当会は、事前通知により市場を休催、または開催時間を延長または短縮することがある。

（会員の資格）

第　５　条
①当会の会員は当社が会員名簿に登載する事を認めかつ、所轄公安委員会発行の「中古自動車取扱古物許可証」の所有者でなければならない。
②当会が要請する必要書類を提出し、当社が行う審査に合格しなければならない。
③オークネット会参加申込書及びシステム参加の為の契約書またはオートバンクシステム参加基本契約書兼料金集金制度利用契約書（以下、「基本契約」という）を締結しなければならない。
④当会指定の端末を設置もしくはIDを保有しなければならない。
⑤従業員等が常駐し端末の保守・管理が行える常設の営業拠点を有し、現に営業活動を行っていなければならない。

（取引の方法及び取引結果の遵守）

第　６　条
①当社は、当社が提供するシステムを利用した在庫売買により登録店・購入店間の中古車取引の仲介を行う。
②会員は、当会における取引のすべての結果を遵守しなければならない。

（任意解約）

第　７　条
会員は、1ヶ月の予告をもって、任意に退会することができる。

平成２０年　３月　１日改訂

（禁止行為）

第 8 条

会員は、次の行為をしてはならない。

①会員以外の者を、市場に参加させること。

②法的問題車及びその疑いのある車を登録すること。

③その他当会の定める諸規約、諸規定、諸契約及び参加マニュアルで定める条項に違反すること。

④当社指定端末を利用する権利を譲渡または貸与すること。

⑤当社指定端末を一般顧客に対して、インターネット・出版物・チラシ等の方向の如何を問わず卸売価格を知らせること。

（参加制限）

第 9 条

下記の各号の1つに該当する場合、当会は、その会員の在庫取引参加、または当会の情報提供を制限することができる。

①当該会員の支払債務が規定の日までに決済されないとき。

②登録車輌を当社を介さず、登録店、購入店双方の談合によって取引したとき。

③一般顧客に対し、卸価格を知らせたとき。

④その他当社の定める諸規約、諸規定、諸規約及び参加マニュアルに違反したとき。

⑤当社が会員店相互の利益につながらないと判断したとき。

⑥その他当社が、当会への参加を不適当と認めたとき。

（品位の保持）

第 10 条

会員は社会道徳を重んじ会員にふさわしい行状の保持に努めなければならない。

（除名及び契約の解除）

第 11 条

当社は、会員が下記の各号に違反した場合、除名及び契約の解除ができるものとする。

①基本契約、または当社が定めた規定等に違反した場合。

②当会の正常な運営を損なう会員の行為に対し、当会の指導、勧告にその会員が従わない場合。

③会員が除名された場合、基本契約も効力を失うものとする。

④会員が第32条第1号より第4号の一に該当したときは、当社からの請求又は通知により会員は期限の利益を失い、当社はこの契約を解除することができる。

⑤当社は前号により契約の解除がなされた場合、契約の解除に伴う損害賠償その他財産上及び非財産上の如何なる要求もできる。

（クレーム及びトラブルの処理）

第 12 条

①在庫取引成立後に品質及び使用について、不良又は誤表示の事実が判明した場合、本規定に基づいて当会が売手、買手双方の調停処理、又は裁定を行う。

②前項①以外のトラブルについては、当会が調停処理、又は裁定を行う。

③裁定の結果については、売手、買手双方ともこれに従わねばならない。

（会の運営）

第 13 条

会の運営については、この規約のほか、別途定める基本契約書、諸則、参加マニュアルに基づきとり行われる。

平成２０年　３月　１日改訂

（運営上の免責）

第　14　条
当会は、公衆回線網によるシステムの為、以下の場合は免責として契約の解除及び損害賠償の対象とはしない。
①公衆回線網の障害により正常な売買及び情報の受配信が行われなかったとき。
②当社が発行したID及びパスワードの管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等による損害の責任。
③その他基本契約書に定める事項。

（規約の改定）

第　15　条
諸般の情勢の変化によりこの本規約の改定を当会が必要と認めた場合、随時任意に改訂し、監督諸官庁に届出のうえ、会員に通知する。

第2章　　取引への参加

（目　的）

第　16　条
本章は、良好な品質の提供及び市場取引の円滑な運営を計ることにより、業界の発展に寄与することを目的とする。

（参　加）

第　17　条
当会の在庫取引市場に参加するには、第5条の会員の資格を得た者が、次の手続を完了しなければならない。
①オークネット会参加申込書及びシステム参加の為の契約書またはオートバンクシステム参加基本契約書兼料金集金制度利用契約書を締結していること。
②当社指定の端末の設置が完了していること。
③会員番号（IDナンバー）及び与信参加区分（一般会員・エスクロー会員）が決定すること。

（取引日の定義）

第　18　条
①「売買成立日」とは、登録店、購入希望店双方合意で商談が成約となった日のことをいう。
②「取引起算日」は、当社が別に決定し、参加マニュアルにて会員に通知する。
③各規定に定める期日・期限については、売買成立日・取引起算日を含めるものとする。

（登録資格）

第　19　条
会員は、次の条件を充たさなければ在庫登録をすることができない。
①第5条及び17条の項目を完了していること。
②第25条及び、第47条第5号を理解し実行できる者であること。
③クレーム等の問題が起きた場合は、建設的かつ円満解決に協力し、当社が調停及び裁定した結果に対して従える者であること。

（取　引）

第　20　条
取引は、オークネットが提供するシステムにより処理が行われ、会員はそのシステムによるすべての結果を遵守しなければならない。

（流通車輌基準）

第　21　条

①第44条の流通制限基準に抵触しない車輌。

②車検付車輌は、ナンバープレート及び封印が取り付けされている車輌。

③移転登録、又は新規登録に必要な書類及び自賠責保険（ナンバー付の場合）の完備した車輌。及び、リサイクル券（リサイクル料預託済の場合）、継続検査用納税証明書（納税証明書有効期限内に車検を迎える車輌の場合）を含む。

④スペアタイヤ・ジャッキ・工具が完備した車輌。
スペアタイヤ・ジャッキ・工具が完備されていない場合、欠品を登録装備情報その他欄もしくは検査カードに申告することで流通を認める。申告なき欠品について登録店は現物支給または当社が定める減額に応ずるものする。

⑤燃料は10ﾘｯﾄﾙ以上の補給があること。

（登録車輌状態表示）

第　22　条

登録車の車輌状態表示には以下の3種類の車輌がある。

①検査付き車輌：第3章に定める検査を受けかつ、検査日より90日以内（以下、「検査有効期限」という）のものをいう。

②検査切れ車輌：検査有効期限を過ぎたものをいう。この車輌の流通については第3章の後付け検査を行うのもとする。

③検査無し車輌：新規登録より一度も検査がついていないもの。この車輌の流通については第3章の後付け検査を行うものとする。

（登録・取消・変更方法）

第　23　条

車輌の画像及び、文字情報の登録・取消・変更等は、当会指定端末より、信義誠実のもと以下の方法にて、登録店が自己申告にて行う。

①車輌の基礎情報・内外装状態及び画像等の必要事項をオークネット指定の方法にて、当会指定端末より登録する。

②登録車輌の取消については、当会指定端末より登録店自らが、任意に随時行うものとする。

③登録車輌の最長有効期間は、登録日より270日とする。期限内に任意取消されない場合には当社にて強制的に取消すものとする。

④登録車輌の情報内容変更については、登録店が、任意に随時当会指定端末より変更事項を入力するものとする。

⑤登録・取消・変更情報が当会指定端末に反映されるのは、送信日の翌日とする。
但し21時以降に送信された場合、翌々日とする。

⑥登録車輌の情報内容の責任の所在は、全て登録店に帰属する。

⑦登録する項目及び、方法の詳細については別途マニュアルに定めるものとする。

（商談及び成約価格）

第　24　条

①商談の受付は、第3章に定める検査を受けかつ、有効期限内の車輌とする。

②商談は、当社に電話又は、当会指定端末により申込みを行うものとする。
但し、当社の主催するオークションへ出品された登録車輌については商談ができないものとする。

③商談（在庫確認を含む）及び成約価格は、登録店が登録した卸価格を上限とする。
但し、当社が認めた場合はその限りではない。

④その他当社の定める方法。

（登録店の検査・点検義務）

第　25　条

登録店は、車輌の登録に際してエンドユーザーの立場に立ち、次の義務を負う。

①第3章の検査をふまえた上で、検査・点検を実行すること。

②検査・点検に基づき、品質・瑕疵・仕様等の結果を誠実に申告すること。

③結果については責任のすべてを負い、クレーム等トラブルが生じた時は、その処理に責任を持つこと。

平成２０年　３月　１日改訂

（登録参加の義務）

第 26 条

会員店は、登録に関し以下のことを遵守しなければならない。

①登録店は、在庫車輌登録を行う場合、1台当たり1日10円を「データ管理料」として当社に対し支払わなければならない。

②登録車輌の卸価格を当社が妥当と認めないときは、当社の行う制限及び指示に従わなければならない。

③登録店は、登録車輌情報と登録車輌の内容を、必ず確認しなければならない。万一、卸価格の変更、登録取消及び登録内容相違等があった場合は、速やかに第23条に定める方法にて取消・変更を行わなければならない。

④登録車輌の自己申告内容に対し、第3章に定める「後付け検査」による車輌内容・状態が著しく相違する場合及び、検査対象車輌が指定場所にない場合は、第7章に定める「出張手数料」を当社に対し支払わなければならない。この相違内容の詳細については別途マニュアルに定めるものとする。

（購入参加の義務）

第 27 条

購入店は、次の条件を順守しなければならない。

①第17条の項目を完了すること。

②購入店は、本規定を十分に理解していただくこと。

③購入店は、購入しようとする登録車の画像と文字情報を十分把握した上で市場に参加すること。尚、内容に相違がある場合は必ず確認の上、購入していただくこと。確認無き場合のクレームは受付できない場合がある。

④購入車輌の代金、自動車税相当額、リサイクル預託金相当額、手数料等を規定どおり支払いいただくこと。

⑤車輌の移転登録等を規定通り完了していただくこと。

⑥購入車輌に対してのクレームがおきた場合は、建設的かつ円滑に解決し、処理が難航した場合は、当会の裁定に従っていただくこと。その場合、購入車輌のクレームによる購入車輌の代金、諸手数料等の支払遅延及び名義変更遅延は、一切認めない。

（購入店の商品確認義務）

第 28 条

購入店は、購入車輌受領後、すみやかに購入車輌とその登録表記記載内容を確認する義務を負う。

（車輌の移転登録）

第 29 条

譲渡書類に関しては、円滑な移転登録ができるよう、次の事項を厳守しなければならない。

書類の送付期限

①登録店は、譲渡書類及び自賠責保険（車検付の場合）、リサイクル券（リサイクル料預託済みの場合）、継続検査用納税証明書（納税証明書有効期限内に車検を迎える車輌の場合）を取引起算日より8日以内に当社へ送付すること。尚、譲渡書類が当社に午前中到着したものを当日到着扱いとし、午後に到着したものは翌日到着扱いとする。

自賠責保険

②購入店より自賠責保険承認請求書の請求があった場合は、原則応ずることとするが、当社で登録店の取得が不可能と判断した場合は、その限りではない。

③登録店は自賠責保険の契約者の使用の本拠地が沖縄県、又は、離島の場合で権利譲渡される契約者に保険料の差額が発生した場合、その差額を購入店へ支払うものとする。但し当会指定端末に表示されている場合はこの限りではない。

書類の有効期限

④譲渡書類の印鑑証明・委任状等は、有効期限が取引起算日より45日以上あるものでなければならない。

謄本渡し

⑤車検残存期間が、売買成立月より翌月以内のものは、原則として謄本渡しとする。

書類の提出遅延

⑥登録店が譲渡書類の提出を遅延した時は、状況に応じて第36条に基づき、売買契約の解除及び違約金の責任を負うこととなる。

移転登録期限

⑦購入店は、取引起算日より45日以内に移転登録の手続を完了しなければならない。但し、書類の有効期限が45日より短い場合は書類の有効期限内に移転登録をしなければならない。尚且つ、軽自動車は、税止め手続きを完了させること。

移転登録通知義務

⑧購入店は、移転登録を完了した場合には、直ちに移転登録完了の証明を添付の上、所定の用紙で当社に通知しなければならない。尚、抹消登録した場合は、申し込み期日までに、申告と通知をすること。(第5章自動車税第55条②項参照)

書類差し替え

⑨購入店は、譲渡書類を紛失、あるいはその効力を失効させた場合、当社を通じて再交付・差し替えを依頼するものとし、登録店は依頼に協力するものとする。

自社名義条件

⑩倒産及びダブル移転や未成年所有、死亡相続移転等、地域により取扱いが違う譲渡書類は、原則自社名義にして登録するものとする。

(登録店の車輌代金等の決済)

第 30 条

登録店に対する決済は、次の通りとする。尚、譲渡書類一式には、自賠責保険証(車検付の場合)、リサイクル券(リサイクル料預託済みの場合)、継続検査用納税証明書(納税証明書の有効期限内に車検を迎える車輌の場合)を含む。

①売買成立日後、成約車の譲渡書類一式が当社に到着次第、成約代金を支払う。

②売買手数料、その他の費用及びクレーム負担金は、成約代金と相殺して決済する。

③自動車税相当額の預かり金は、第5章自動車税第55条による。

(購入店の車輌代金等の決済)

第 31 条

購入店よりの決済は、下記の通りとする。

①成約車の代金、自動車税、リサイクル預託金相当額、諸手数料等は、取引起算日より8日以内、エスクロー会員の場合は3日以内に当社指定の口座に振り込むものとする。尚、当会は購入代金の入金が確認された後、譲渡書類一式を購入店へ送付する。エスクロー会員においては、車輌の引き渡しについても入金が確認された後に行うものとする。

②手形、小切手類での支払いは、一切不可とする。

③会員は①の決済の他、スキップ制度を利用し、別途手数料を支払うことにより決済期限を延長することができる。
但し、スキップ制度の必要なき会員及び当会がその利用を認めない場合はその限りではない。

(期限の利益の喪失)

第 32 条

会員が以下の各号の一に該当したときは、当社からの請求又は通知により会員は、当社に対する一切の債務について当然に期限の利益を失い、直ちに債務全額を当社に支払うものとする。

①商品代金等の支払いを怠ったとき。

②自ら振り出した手形、小切手が不渡りになったとき。

③会員としての資格を失ったとき。

④当社参加基本契約上の義務に違反し、その違反が契約の重大な違反になるとき。

(購入店の商品確認義務)

第 33 条

①購入店は、購入車輌受領後、すみやかに購入車輌とその表記載内容を確認する義務を負う。

②購入店は、購入車輌の譲渡書類一式を受領後すみやかに必要受領台数分の件数、書類内容、有効期限等を確認する義務を負う。

(与信限度)

第 34 条

①当社は会員の個々に購入取引額の上限を定め、会員はその範囲内での取引とする。但し、与信限度額は会員の希望により、当社が審査して決定する。

②前項によって決定された与信限度額に対して、会員は一切の異議の申立をしない。

（遅延損害金）

第 35 条

会員が負担する債務の支払いを怠ったときは、日歩5銭の割合によって遅延損害金を支払うものとする。

（参加の制限）

第 35 条

①当社は次の場合、会員の当会への参加を制限できるものとする。

（イ）会員が、車輌代、自動車税相当額、リサイクル預託金相当額、諸手数料等の支払いを遅延した場合。

（ロ）購入車輌の金額と未決済の残額の合計が与信限度額を超える場合。

（ハ）成約車輌の譲渡書類一式の引き渡し、名義変更完了が遅延した場合。

②前項の参加制限には、一定期間の購入禁止、与信額の減額、参加区分の変更があり、当会が制限項目を決定する。

（移転登録に関する罰則）

第 36 条

登録店が移転登録に必要な書類の引き渡しを遅延した場合には①に定めるとおり、購入店が名義変更を遅延した場合には②に定めるとおり、購入店が成約車輌について引き渡された譲渡書類を紛失及び失効させた場合には、③、④に定めるとおり、購入店が譲渡書類の再交付・差し替えを当社を通さず名義人に依頼した場合は⑤に定めるとおり、及び購入店が移転登録完了前に交通違反等による迷惑をかけた場合には⑥に定めるとおり、及び、登録店が自動車税の未納により継続車検等の手続きに影響が出た場合は⑦に定める通り、及び、当会が継続検査用納税証明書を、後日提出を認めると定めた期間内の成約車輌に於いて、購入店からの取得依頼で、登録店が継続検査用納税証明書の提出を遅延した場合には⑧に定めるとおり、下記の違約金を支払わなければならない。

①移転登録書引き渡し遅延ペナルティー

起算日より9日以上16日未満の到着の場合　　金10，000円

〃　16日以上23日未満の　〃　　金30，000円

〃　23日以上　〃　　金100，000円

※23日以上の遅延があった場合、購入店の意向により売買契約を解除できる。

金100，000円（車輌代500万円以上は金200，000円）及び当該車輌の全手数料・ 輸送代

注1）遅延日数の算出は、当会到着日より計算する。又、年末直前、夏期休暇直前等の商談の場合、当社の公示により遅延日数の算出を一部延長することがある。

注2）成約車輌の書類遅延が、輸送前に登録店からの申告により、23日を越えると予想され契約解除が行われた場合のペナルティーは、第58条7項②（当日契約の解除）と同様になります。

②名義変更遅延ペナルティー

第29条⑤移転登録期限を経過して名義変更した場合、購入店は名義変更遅延ペナルティーを登録店に支払わなければならない。

移転登録期限を過ぎて名義変更した場合　　金10，000円

以後、7日毎に金10，000円を加算する。但し、軽自動車は取引起算日より46日以降遅延日数に関係なく、一律　金10，000円のペナルティーとする。

尚、購入店のやむを得ない事情（火災・盗難・天災・倒産等）による場合は、この限りではない。

③譲渡書類差替ペナルティー

・再取得費用　　実　費

・差替ペナルティー

印鑑証明を含む譲渡書類の差替金　　金50，000円

その他の譲渡書類の差替金　　金30，000円

④自動車検査証及び抹消登録証明書の再交付ペナルティー

・書類再交付ペナルティー　　金30，000円＋実費（再交付費用）

注）自動車損害賠償責任保険の再交付はできない。

⑤譲渡書類再交付･差し替え手続き違反ペナルティー
金50，000円
注）手続き違反ペナルティーは③④と重複して支払わなければならない。
⑥購入店は、移転登録完了前に車輌運行による交通違反等の迷惑が登録店に及んだ場合、ペナルティーとして金30，000円を登録店に支払わなければならない。
⑦自動車税の未納により、購入店の継続車検等の手続きに影響が起きた場合、登録店は当社が指定した期日までに納税を行い購入店に対し、ペナルティ金30，000円を支払わなければならない。
⑧継続検査用納税証明書の引き渡し遅延ペナルティ
（登録店への取得依頼日を起算日とする）
起算日より8日以上15日未満の到着の場合　金　10，000円
〃　15日以上22日未満の　〃　金　20，000円
〃　22日以降の到着の場合、遅延日数に関係なく、一律　金　30，000円
注1）移転登録書遅延ペナルティとの重複課金は行わない。又、当社の判断により登録店のやむを得ない事情(倒産等)による場合は、この限りではない。
注2）新年度の納税期間内において、登録車輌が車検付きの場合、当社の判断により、継続検査用納税証明書の後日提出を認める期間がある。
この際の継続検査用納税証明書の取扱いについては、別途告知をする。

（自動車税）　第　37　条
第5章自動車税による。

（解除）　第　38　条
第6章審査による。

平成２０年　３月　１日改訂

第3章　　検　　査

（目的）

第　39　条

公正で妥当な品質チェック及び修復歴車・粗悪車等の流通制限を行うことで、在庫取引市場の健全な発展を目指すために本章を定める。

（定義）

第　40　条

①登録車輌に対し登録店の意志により発生する検査を「登録検査」という。

②登録車輌に対し購入希望店の意志により発生する検査を「後付け検査」という。

（登録検査）

第　41　条

登録検査は、公正かつ的確に客観的な立場で、次の通り行う。

（登録店検査）

①登録店は登録検査しようとする車輌の走行機関・機構、装備、内外装等に関して、検査点検を行い正確に提示すること。

②検査員の行う登録検査は、登録店による検査カード申告内容もしくは当会指定端末登録情報と、登録車の車輌状態のチェックであるので、検査後、登録店はFAX、当会指定端末に登録された検査結果と登録車輌との照合を随時に実施し（時間経過に伴い変更の必要が発生することのある車検有無・走行距離・車両状態等の変更）相違があった場合は、ただちに当社に申告しなければならない。但し検査後、検査拠点からの車両の移動はできないものとする。

③ 成約後の申告不備によるクレームは、登録店が一切その責任を負う。

（当会検査確認）

当社は、登録店の提示した検査カード申告内容、コンピューター端末（以下PBCという）もしくは当会指定端末登録情報を基に登録車輌の検査をし、当社の定めた自動評点システムにより評価点を付す。

（後付け検査）

第　42　条

第22条に定める検査切れ車輌、検査無し車輌の商談を希望する場合、購入希望店は速やかに後付け検査依頼を行うものとする。後付け検査は、公正かつ的確に客観的な立場で、次の通り行う。

（登録店検査）

①登録店は後付け検査の対象となる車輌の走行機関・機構、装備及び内外装等に関して、検査・点検を行い正確に検査カードに申告すること。

②検査員の行う登録検査は、登録店による検査カード申告内容もしくは当会指定端末登録情報と、登録車の車輌状態のチェックであるので、検査後、登録店はFAX、当会指定端末に登録された検査結果と登録車輌との照合を正確に実施し、相違があった場合は、ただちに当社に申告しなければならない。

③成約後の申告不備によるクレームは、登録店が一切その責任を負う。

（当会検査確認）

当社は、登録店の提示した検査カード申告内容、コンピューター端末（以下PBCという）もしくは当会指定端末登録情報を基に登録車輌の検査をし、当社の定めた自動評点システムにより評価点を付す。

平成２０年　３月　１日改訂

（ロック制度）

第 43 条

後付け検査車輌に対し、購入希望店が登録店へ他への販売を凍結させるオプションをロックという。

①ロックの成立

購入希望店は後付け検査時に、任意に登録店に対し購入希望車輌のロックを依頼し、登録店がこれを受理した場合、ロックが成立するものとする。

②ロックの期間

ロック期間はロック成立日の翌日より4日目までとする。

③ロック成立車輌に対する登録店の義務

登録店は、ロック期間中、ロックの成立した車輌を購入希望店以外に販売してはならない。

④ロック成立車輌に対する購入希望店の義務

購入希望店は、ロック期間中に、ロックの成立した車輌を購入するしないの意志を当社に申し出なければならない。

⑤ロック解除料

購入希望店はロック成立後に当該車輌を購入しない場合、ロック解除料として登録店に対し、金30,000円を支払わなければならない。但し、後付け検査の内容と登録車輌の申告内容が著しく相違すると当社が認めた場合、その限りではない。

⑥ロック不履行ペナルティー

登録店は、ロック期間中にもかかわらず、やむを得ない事情により、その車輌を購入希望店に売却できなくなった場合、ロック不履行ペナルティーとして購入店に対し、金60,000円を支払わなければならない。

（流通制限基準）

第 44 条

1. 当社は、冠水車・大きな改造のある車輌・自走できない車輌・盗難車及びその他法的問題車の登録を認めない。

(1) 修復歴車の流通制限

「修復歴車」とは、財団法人日本自動車査定協会及び日本オートオークション協議会に定める交通事故・その他の災害を受けて外観や機能に欠陥を生じ、又、既に修復されていてもその影響として商品価値の下落が見込まれるものをいう。

(2) 大きな改造のある車の流通制限。下記①、②の場合、流通することができない。

① 改造車とは、車輌保安基準等法令により、簡単な作業を加えても適合しないもの。

② 競技用車輌及びそれに準ずる改造を施したもの、又はその経歴があるものと思われるもの。

2. ①当社は、登録車輌で評価点により、流通の制限をすることがある。

②当社は、登録する車輌の車種及び年式等を制限することがある。

③当社は、業界団体の日本オートオークション協議会（以下NAK）の指導に伴い、車輌の流通を制限することがある。

（評価基準）

第 45 条

総合評価

【評価基準表】

評価点	状態	外装評価	内総評価
S点	未登録及び登録後12ヶ月未満。 走行5,000km以内のもの。 無傷、無補修のもの。	S	S
6点	登録後24ヶ月未満。 走行20,000km以内のもの。 内外装とも軽微な瑕疵が僅かにあるもの。	A以上	A以上
5点	登録後36ヶ月未満。 走行40,000km以内のもの。 外装に軽微な瑕疵が若干あるもの 内装に気になるシミ、汚れ、のり跡、焦げ、切れ等が若干あるもの		B以上
4.5点	登録後60ヶ月未満。 走行60,000km以内のもの。 軽微な加修を施すことで5点に準ずるもの 外装に気になる程度の瑕疵が数箇所あるもの 内装に焦げ穴、割れ、擦れ、変色、色褪せ等が若干あるもの	B以上	C以上
4点	走行100,000km以内のもの。 内外装に年式及び走行距離相応のダメージがあるもの 内外装とも加修を施すことで4.5点に準ずるもの 目立つ瑕疵が数箇所あり、加修を要するもの	C以上	D以上
3.5点	内外装ともに目立つ瑕疵が複数あり、加修または交換を要するもの 主要溶接パネル交換車 色替え車	D以上	E以上
3点	内外装とも加修または交換を要する瑕疵が多数あるもの 機関、機構に大きな不具合があるもの	E以上	F 以上
2点	内外装とも加修または交換を要する大きな瑕疵が多数あるもの 腐食車	F以上	
1点	全体的に大幅な補修、交換を要するもの		
0点	修復歴車	S～F	S～F

※　評価点は検査時の走行距離数の百の位を四捨五入した値で算出します。
※　登録月の申告がない場合は1月登録とみなし評価点を算出します。
※　その他ダメージの状態によって、評価点を特定する場合があります。
※　並行輸入車でモデル年式と登録年に相違がある場合で、登録年よりモデル年が古い場合、モデル年式の1月登録とみなします。

外装程度

S	・ダメージのないもの
A	・軽微な瑕疵があるもの ・補修跡のあるもの
B	・気になる瑕疵が複数あるもの ・フロントガラス、灯火類に割れのあるもの
C	・目立つ瑕疵のあるもの ・バンパー、ガラス、幌、スクリーンに大きな瑕疵のあるもの ・大きなキズのあるもの
D	・目立つ瑕疵が複数あるもの ・大きな瑕疵のあるもの ・再加修が必要な補修跡のあるもの ・目立つ腐蝕のあるもの
E	・大きな瑕疵が多数あるもの ・交換を要する瑕疵が数箇所あるもの
F	・著しく状態の悪いもの

平成２０年　３月　１日改訂

内装程度

S	・走行5,000km以内 ・ダメージのないもの
A	・走行30,000km以内 ・軽微な瑕疵のあるもの ・シミ、傷、のり等が若干あるもの
B	・軽微な瑕疵が数箇所あるもの ・焦げ、切れ、破れのあるもの
C	・気になる瑕疵が数箇所あるもの ・軽微な加修を要するもの ・切れ、破れ、焦げ穴、のり跡、のり付き等が若干あるもの
D	・目立つ瑕疵が数箇所あるもの ・加修を要するもの
E	・明らかに状態の悪いもの ・ダッシュ板、天張、シート等、主要部品の交換を要するもの
F	・著しく状態の悪いもの

外装ダメージ表示

ダメージ記号の目安		
キズ	A1	10cm 程度の線キズ（拳大程度）
	A2	20cm 程度の線キズ（手のひら程度）
	A3	40cm 程度の線キズ（手のひら 2 個程度）
	A4	A3 を超えるもの
ヘコミ	U1	ゴルフボール大程度のヘコミ
	U2	テニスボール大程度のヘコミ
	U3	サッカーボール大程度のヘコミ
	U4	U3 を超えるもの
キズを伴うヘコミ	B1	ゴルフボール大程度のキズを伴うヘコミ
	B2	テニスボール大程度のキズを伴うヘコミ
	B3	サッカーボール大程度のキズを伴うヘコミ
	B4	B3 を超えるもの
要塗装	P1	軽微な色褪せ、塗装剥がれ
	P2	部分的な色褪せ、塗装剥がれ
	P3	大きな色褪せ、塗装剥がれ
	P4	P3 を超えるもの
補修跡	W1	補修跡のあるもの
	W2	容易に確認できる補修跡
	W3	再加修の必要な補修跡
錆	S1	ゴルフボール大程度の錆
	S2	テニスボール大程度の錆
	S3	サッカーボール大程度の錆
	S4	S3 を超えるもの
腐蝕	C1	ゴルフボール大程度の腐蝕
	C2	テニスボール大程度の腐蝕
	C3	サッカーボール大程度の腐蝕
	C4	C3 を超えるもの

Fガラス点キズ	G	点キズのあるもの	
交換済み	××	交換済み	
要交換	Fガラス	×1	1cm 程度の割れまたは補修跡
		×2	3cm 程度の割れまたは補修跡
		×3	×2 を超えるもの
	その他のガラス	×	割れ
	バンパー	×1	軽微な割れ、破れ（5cm程度）
		×2	×1 が数箇所あるもの
		×3	×2 を超えるもの
	幌・スクリーン	×1	5cm 程度の切れ、焦げ小、またはその補修跡
		×2	20ccm程度の切れ、またはその補修跡
		×3	×2 を超えるもの

程度については、目安であり、ダメージの位置、深さ等により、瑕疵表現が変更となる事があります。

第4章　　輸　　送

（目　　的）

第 46 条
本章は、商品車輌の円滑かつ安全な輸送を目的とする。

（商品車輌の輸送の手続）

第 47 条
成約車輌の輸送に関しては、すべて成約車の引き渡し、搬送、荷役、及び受領に関しては、その一切を登録店及び購入店が責任を負うものとし、下記事項により手続きしなければならない。
①登録店は、当会で成約した車輌を売買成立日翌日以降いつでも引き渡しに応じなければならない。尚、売買成立日の引き取りについては、登録店にて当日引き渡しが可能な場合に限る。
②購入店は、当会で成約した車輌を売買成立日より6日以内に到着するよう手続きすること。
③当会で成約した車輌の輸送費等は、購入店の負担とする。
④購入店は当社指定の輸送業者に対して、配送の手続きをすること。但し、エスクロー会員については、株式会社ゼロの自動輸送手続きを用いるものとし、他の輸送業者の手続き又は購入店による直接引き取りは一切行うことができないものとする。
⑤登録店は、通常輸送業務に支障が予想される車輌引き渡しの際に、予め指定輸送業者に案内すること。
⑥登録店は成約車の引き渡しに立ち会い、車輌状態確認書のチェック及び押印を行い、指定輸送業者より預り証を受け取らなければならない。
⑦購入店は成約車の受領に立ち会い、車輌状態確認書のチェック及び押印を行わなければならない。

（取扱い対象外）

第 48 条
成約車の輸送において、当社指定以外の輸送業者を使用して回送を行った場合の内外装及び輸送中に起因したと考えられる内容のクレーム、又は車輌到着が売買成立日から6日を超えた場合のクレームは取り扱い対象外とする。

（輸送業者の斡旋）

第 49 条
購入車輌に対し、購入店の依頼により輸送業者の斡旋をすることもある。

（輸送業者の指定）

第 50 条
輸送業者は、オークネット陸送会に加入し、会社名を登録しなければならない。

（購入店自身による引取り）

第 51 条
購入店は第45条の手続きによらず、やむを得ず自社にて購入車を引き取る場合、あらかじめ登録店に引取者名を通知し、当社よりFAXした「購入明細書」のコピーを持参の上、引き取るものとする。但し、内装・外装については、その場で確認し、以後のクレーム申し出については、一切受付をしない。尚、機関・機構及び修復歴等の品質に問題がある場合は、その限りではない。

（損害保証）

第 52 条
輸送中の車輌についての事故損傷等については、当社は一切責任を負わない。

第5章　自 動 車 税

（目　　的）

第 53 条
本章は、当社で取引された商品で発生する自動車税が、登録店、購入店の負担が均等に生じることを目的とする。

（自動車税）

第 54 条
車検残存期間がある車輌に対して、自動車税相当額の預かりが発生する。
①車検付の成約車両の場合は、購入店は年度内全額の自動車税相当額を預け入れること。
注）新年度前の自動車税相当額の取扱いについては、別途告知をする。
②当社では、自動車税還付請求権譲渡書（還付委任状）の取扱いは行わない。
登録店が、自動車税還付請求権譲渡書を保管及び、管理をするものとする。
③登録店の都合により謄本渡しとする場合は、登録時に車検を「無し」とし登録ナンバー欄を入力しないこと。また、検査カード記入時は車検欄・登録ナンバー記入欄を無記入とする。

（計算・処理）

第 55 条
①売買により発生した自動車税相当額は、購入店からの名義変更通知の結果により、当社が処理をする。
②購入店が、車検付成約車輌を抹消した場合は、抹消登録月の翌月以降分の年度内自動車税相当額を購入店へ返金する。この場合、抹消登録月の翌月5日（受付営業時間内）までに、当社に申告及び、抹消謄本を提出されたものに限り有効とし、登録店は、当社の還付処理に応ずるものとする。
1、 当社の車検付落札車輌で、購入後直近の移転登録に於いて抹消登録（輸出抹消含む）された購入車輌。
2、 売買成立年度と同一年度内に移転登録後、抹消登録された（輸出抹消含む）された購入車輌。
③発生した自動車税相当額を修正する場合は、名義変更日を含め7日以内に当社へ申告することとし、登録店又は、購入店は当社の修正依頼に応ずるものとする。
④購入店は、名義変更通知期限を過ぎ、当社が当該車輌の名義変更確認する必要を認めた場合、その代行費用を負担しなければならない。
④決済は、当社にて名義変更処理した日付に応じて、還付・還元の処理を行う。

（軽自動車）

第 56 条
軽自動車に関して、購入店は下記の通りの自動車税相当額を預けるものとする。
①軽自動車において購入店は、年度末3月商談で、当社が指定する分に関して1年分の自動車税相当額を登録店に支払うものとする。
注）新年度前の自動車税相当額の取り扱いについては、別途告知をする。
②軽自動車の税止めは、購入店にて行うものとする。
③還付・還元は、第55条、第1項に同じ。

平成２０年　３月　１日改訂

第6章　審　　査

（目　　的）

第 57 条
本章は、当社主催の在庫取引市場において発生する問題について、これを建設的に解決し、売買当事者双方が理解と協力を持ってこれにあたることを目的とする。

（契約の解除及び売買代金の減額）

第 58 条
購入車輌について、苦情申立等が発生したときは、次の基準を適用する。

重大瑕疵

1. 購入車輌がメーター巻き戻し車（交換含む）・接合車・冠水車・消火器粉末剤散布歴車、エンジン及びシフト乗せ換え車である場合、購入店は売買成立日より、各号に定める期間内に限り契約の解除が出来る。
①メーター巻き戻し車・接合車である場合、6ヶ月以内。
②冠水車・消火器粉末散布歴車である場合、3ヶ月以内。
③エンジン及びシフト乗せ換え車である場合、1ヶ月以内。
④メーター交換車である場合、6ヶ月。但し、合算距離が変わらない場合、1ヶ月

本条項により、契約が解除された場合、登録店は購入店の被った損害のうち、当社が認めた損害を賠償しなければならない。

重要瑕疵

2. 以下の事項があった場合、購入店は登録店の故意・過失の有無を問わず、各号の定める期間内に限り契約の解除又は売買代金減額の請求ができる。
①購入車輌が修復歴車であるとき。（売買成立日より10日以内）
②登録車明細にある保証期間内の保証書が欠品、及び記録の整備記録紙が2枚以上、又は、車検時の記録が全て欠品のとき。（取引起算日より12日以内）
③購入車輌が、年式・グレード・型式・排気量・車歴・モデル・並行輸入車に相違があるとき。又、登録遅れ・前期の申告漏れの場合。（譲渡書類が購入店に到着した日より10日以内、但し、スキップ・ネクスト利用及び代金入金遅延が5日を越えた場合、取引起算日より20日以内）

通常瑕疵

3. 以下の事項があった場合、購入店は登録店の故意・過失の有無を問わず、売買成立日より6日以内に限り、契約の解除又は売買代金減額の請求ができる。
①登録車明細と購入車輌の品質が著しく相違しているとき。
②購入車輌の装備と登録車明細のシフト・エアコン・パワステ・パワーウィンドウ・サンルーフ・革シート等当社が重要と認める装備が相違しているとき。
③内外装以外の機関・機構が登録車明細と著しく相違しているとき。

4. 以下の事項があった場合、購入店は登録店の故意・過失の有無を問わず、各号の定める期間内に限り売買代金減額の請求ができる。
①登録車明細と購入車輌の品質の相違があり免責範囲を超えているとき。（売買成立日より6日以内）
②内外装以外で機関・機構の登録車明細との相違があり免責範囲を超えているとき。（売買成立日より6日以内）
③登録車明細にある取扱説明書・手帳・同条第2項②の定義以外の保証書・記録が欠品のとき。（取引起算日より12日以内）
④装備の付属品（ﾘﾓｺﾝ・ﾏｶﾞｼﾞﾝ・ﾅﾋﾞﾛﾑ等）及び登録車明細に記載のあるスペアキー・セキュリティコードキー等が欠品のとき。（取引起算日より12日以内）

法的問題車

5. 購入車輌に、以下の事由があった場合、購入店は登録店の故意過失の有無を問わず、各号の定める期間内に限り契約の解除ができる。

①購入車輌が盗難車（海外盗難を含む）である場合。（無期限）
②購入車輌が書類等の偽造により流通している事実が判明したとき。（無期限）
③車輌の所有権を登録店以外の第三者が有しており、購入店が購入車輌の所有権を取得できなかったとき。（無期限）
④購入車輌に関し仮処分があったとき。（無期限）
⑤その他、購入車輌が法的問題車である場合。（無期限）

本条項により契約が解除された場合、登録店は購入店の被った損害のうち、当社が認めた損害を賠償しなければならない。

6. 本条第１項、第２項、第３項並びに５項に定める契約の解除となった場合、車輌代金、ペナルティ金額及び諸費用等の返還については、当社が登録店に替わって購入店に立て替え払いし、登録店が当社に対し、当社が立て替えた金額を支払うものとする。

①登録店は当該車輌の返還を受けていないことをもって、当社への支払いを拒むことはできない。
②登録店が破産、特別精算、民事再生、会社整理、会社更正、その他これに準ずる手続きを開始した場合、当社は本項の立替金を購入店に支払わない。
③当社の調査により登録店が事実上倒産したと当社が判断した場合も前項と同様とする。

当日契約の解除

登録店及び購入店は、やむを得ない場合のある場合、以下に定めるキャンセル料、売買手数料を支払うことにより、商談当日受付時間内に限り売買契約を解除することができる。

＜購入店＞

①購入店から契約の解除を申し出た場合
　キャンセル料　金100，000円　（車輌代金500万円以上　金200，000円）

＜登録店＞

②登録店から契約の解除を申し出た場合、
　キャンセル料　金100，000円　（車輌代金500万円以上　金200，000円）

以上において、当社が購入店又は登録店より解約の申し出を電話にて受けてこれを受理し相手方に通知する。 万一、相手方が不在等により連絡がつかない場合、当社からその旨をFAXにより通知し、契約の解除とする。

（免　　責）

第　59　条購入車輌について、次の項目に該当する事由が存在する場合は、前条にかかわらず免責として契約の解除、売買代金減額及び損害賠償の対象とはしない。但し、当社が免責不相当と認めたものについては、この限りではない。

①登録車明細と内外装の相違がオークション取引通念から判断して売買代金減額相当とはいえないとき。
②登録車明細と相違している装備及び機関・機構等の交換部品、欠品及び損傷が、2万円程度の場合。（輸入車3万程度）
③メーカー保証で対応可能な場合の修理代及びその諸費用。
④クレーム期間を経過したクレーム申請。
⑤クレーム受付後、1台の車輌で2度目以降のクレーム申請。
⑥クレーム申請中に登録店の了解を得ないで加修・修理した費用。
⑦クレーム調停中に主催者への連絡なしに転売・小売り・ｵｰｸｼｮﾝへの出品を行った場合
⑧転売後及び他オークションでのセリ後のクレーム申請。
⑨購入価格が20万円以下の車輌。
⑩「検査有効期限切れ」車両を購入した場合、内外装はクレーム対象外。
⑪第48条の規定に該当する場合。
⑫検査員コメントについてのクレーム申請。
⑬標準装備品の欠品及び改造の申告に対し、主催者が下見画像にてその旨が確認できと判断できるもののクレーム申請

（仲　　裁）

第　60　条

①契約の解除又は車輌代金減額請求について、売買当事者双方で調整がつかない場合は、当社は公正・中立の立場で仲裁の裁定を為すものとする。

②当社の裁定の結果については、売買当事者双方ともに従わなければならない。

③仲裁に要した費用は、クレーム等が事実であった場合は、登録店負担とし、事実でない場合は購入店負担とする。

④登録店及び購入店は、裁定の結果に対して従わない場合、本規定第１１条により除名及び参加制限がされても、異議の申立をしないものとする。

（業界団体指導）

第　61　条

業界団体のNAKの指導に伴い、走行距離異常に該当した車輌については、売買に関わらず、当社指定の調査回答いかんにより制裁金が発生する場合が有る。

平成２０年　３月　１日改訂

第7章　手数料

（手 数 料）

第 62 条

手数料の種類、性質及び金額は、次の通りとする。

①（登録検査出張手数料）

登録店は、登録車輌に対し第3章に定める登録検査を付与する場合、登録検査出張手数料を1台当たり 金2,500円（2台未満の場合、5,000円）支払わなければならない。

②（後付け検査出張手数料）

購入希望店は第22条第2･3号に定める登録車輌に対し、第3章に定める後付け検査を付与する場合、以下のとおり、後付け検査出張手数料を支払わなければならない。

・検査切れ車輌：1台当たり 金2,500円
・検査無し車輌：1台当たり 金5,000円

③（売却手数料）

登録店は、登録車輌を売却した場合は、1台当たり 以下の売却手数料を支払わなければならない。

・オートバンクシステム導入会員　金15,000円
・その他 オークネット会員　金20,000円

④（購入手数料）

購入店は、登録車輌を購入した場合は、1台当たり 以下の購入手数料を支払わなければならない。

・オートバンクシステム導入会員　金15,000円
・その他 オークネット会員　金20,000円

⑤（その他手数料）

登録店及び購入店は、その他諸手続において、当社の定める手数料を支払わなければならない。

（手数料の返還）

第 63 条

第58条第1号から6号の各号の規定により売買契約が解除される場合は、登録店より受領済みの売買手数料、各検査出張手数料は返還しない。

（規定の改訂）

第 64 条

手数料規定の改訂を当社が必要と認めた場合、随時任意に改訂し会員に通知する。

検査員資格基準

当会の検査員は、出品店の作成した出品申込書もしくはP.B.Cにより品質検査を行うが、買い手に正しい情報及び商品の内容を伝えるためにも間違いがないか万全を期して、公正かつ厳格に検査に望むことが必要である。
検査員は、オークションの信頼性を高めるためにも、当会の統一化された公正かつ一定の検査基準にのっとり、客観的な目で、出品車輌の厳重なチェックを行う必要がある。

検査員資格の認定は、次の基準による。

1　認定基準

（基　本）

①オークション運営規定等に精通している者。
②検査員としての礼儀及び規律を重んじる者。

（公正で信頼できる人格）

③オークションの公正かつ信頼性を高め、業界の発展に寄与できる者。
④事実を正確にとらえ、虚偽の報告等をすることのない者。

（修復歴車の判定及び修復・摘出力・各車輌の識別判定力）

⑤各部・各所の瑕疵の正確な摘出力のある者。
⑥修復状態を見抜き、修復歴車としての判別ができる者。
⑦車名・車格等を把握し、識別判定のできる者。

2　資格基準

①オークネットが検査業務を委託する（株）オートモビル・インスペクション・システムの開催する検査員研修受講による認定書の取得者。

3　資格の取消及び停止

①認定基準における不正行為及び虚偽の報告等があった場合。
②正当な理由がなく、指定の研修会を受講しない場合。
③認定基準における検査技能が著しく低下した場合。

平成２０年　３月　１日改訂

諸　　則

この諸則は、オークネット共有在庫市場参加規定の細則及び補足をご案内するものです。但し、内容につきましては、随時変更する場合があります。その場合は、事前に当社にて告知いたします。

目　　次

1. 「流通不可車輌の出張手数料」について…… (21)
2. 「流通車輌制限」について…… (21)
3. トラックの流通について…… (21)
4. 「色」の表示について…… (21)
5. 「保証書」・「記録簿」・「手帳」の各定義について…… (21)
6. 「1オーナー」表示について…… (22)
7. 「前期」、「登録遅れ」、「後期」表示について…… (22)
8. 初年度登録前、使用車輌について…… (23)
9. 「8ナンバー」車輌について…… (23)
10. 「メインキー」「スペアキー」「セキュリティコードキー」「セキュリティカード」等について…… (23)
11. 「エアロ」の表示について…… (23)
12. 足回り部品表示について…… (23)
13. マフラーの表示について…… (24)
14. 「フロアマット」の表示について…… (24)
15. 「名変中」の表示について…… (24)
16. 貨物車の定員表示について…… (24)
17. 検なし車輌について…… (24)
18. 輸入車の取扱いについて…… (24)
19. クレーム対応基準について…… (25)
20. 成約車輌の引渡しについて…… (27)
21. 譲渡書類の有効期限45日未満の引受について…… (27)
22. 当社の調査による事実上の倒産について…… (27)
23. 共有在庫商談成約におけるご注意…… (28)
24. 譲渡書類引渡しの制限について…… (28)
25. リサイクル料金について…… (28)
26. 評価点の評価方法について…… (28)
27. 福祉車両の消費税について…… (28)
28. 登録車の文字情報と写真について…… (29)
29. 車台番号の表示について…… (29)
30. 抹消登録（一時輸出抹消等含む）の提出期限について…… (29)
31. 軽自動車名義変更及び税止めについて…… (29)

平成２０年　３月　１日改訂

1.「流通不可車輌の出張手数料」について

登録検査終了後、または後付け検査終了後に流通不可車輌と判明した場合も、登録店様より出張手数料を申し受けます。

2.「流通車輌制限」について

(1) 流通する車輌において検査員の付与した評価点により、流通を制限することがあります。
(2) 流通する車輌の車種及び年式等を制限することがあります。制限又はその解除に付いては、別途連絡文書等で告知いたします。
(3) 走行不明車及び改ざん車は、流通を制限します。但しメーター交換車において、運輸局認証工場でその証明書が書類に添付され、交換前と交換後の合計走行距離が算定でき、登録車リストへ表示すれば流通は可能です。
(4) その他、流通が著しく困難と思われる車輌は、流通を制限します。
(5) NAKなど業界団体の指導により、流通が制限される場合が有ります。

3. トラックの流通について

(1) 改造等により記載変更等を終了したもの。
(2) 4トン車ベースの車輌までとします。（バスは除外）
(3) ボンネットタイプのトラックは、一般車の流通規定に準じます。
(4) その他TVオークション表記手段にて車輌状態が正確に伝わらないと思われる車輌は、流通を制限します。

4.「色」 の表示について

カラーNO.優先

原則カラーナンバーが優先となる為、必ず事前に確認願います。確認無き場合のクレームについては、クレーム対象外となります。但し、色表示及びカラーナンバーの表示に差異が明らかに認められる場合は、この限りではありません。

5.「保証書」、「記録簿」、「手帳」の各定義について

「保証書」表示

新車販売時にメーカーより発行されている保証書で、ディーラー販売店印が押印されたもの。(ディーラー販売店印字シール等、保証継承に支障の無いもの)
メーカー保証期間外の車輌に関しては、その車輌に対し新車時発行のものであることが確認できるもの。
各メーカーの定めるサービス保証制度(Mケアー・Sフリー等)でメンテナンス等不備により保証継承が出来ない場合、保証書欠品の対応に準じます。

「記録簿」表示

ディーラーが新車時発行の整備手帳、又はその他整備記録紙(整備手帳等)に車検時の点検記録が全てあるもの。一回目の車検が経過しない車輌については、点検が一回以上あるもの。
※点検記録は認証工場記録の原紙(コピーは不可)に限ります。
※ユーザー車検の記録は該当しません。

「手帳」表示

「記録簿」の定義を満たさない整備記録紙、及び点検記録の記載がある汎用整備手帳、又は新車時ディーラー発行の整備手帳。
※他の車、他メーカー用、及び書き換えなどされた形跡があるものや、一般ユーザーによる点検記録・車検記録は手帳表記に該当しません。

平成２０年　３月　１日改訂

6.「1オーナ」表示について

新規登録より使用者が同一のもの　、及び商品車登録として一度名義変更されたもの。但し、車歴が「レンタカー」の車輌と並行輸入車については1オーナーの記載が出来ないものといたします。

◇1オーナ表示できる例。

・使用者が結婚し、名字、住所が変更されたもの。
・使用者が同一で所有権解除されたもの。
・Aリース社からBファイナンス社などに所有者変更されたもの。

◆1オーナ表示できない例。

・使用者が法人名義から個人名義（法人代表者を含む）に変更された場合。
・使用者が相続により変更された場合。
・使用者が新車ディーラーから個人に変更された場合。（個人事業者の商品車登録は除く）

7.「前期」、「登録遅れ」、「後期」 表示について

「前期」

モデルチェンジ、マイナーチェンジ等の仕様変更前の車輌で、同年度内において初度登録が変更月を含め2ヶ月を超える場合、登録店は当会指定端末装備その他欄及び検査カードに 「前期」 と表示が必要です。

「登録遅れ」

上記車輌で、モデルチェンジ、マイナーチェンジの行われた年度以降初度登録のものについては、「登録遅れ」 と表示が必要です。

登録月による表示について

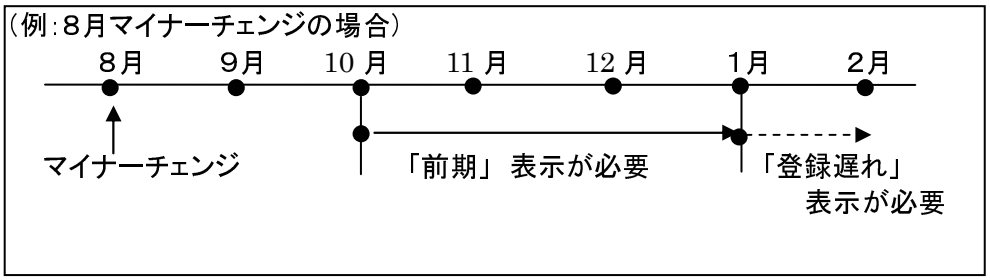

「後期」

初年度登録同一年度内において、マイナーチェンジ及び仕様変更があった車輌の後期型を「後期」と表示できます。又、同一年度内に2度以上の仕様変更があった車輌については、その最終型のみを「後期」とします。 尚、年度内に変更が無き車輌に対しての「後期」表記は、誤解を招く原因となるケースがある為、表記しないようお願い致します。

※ 前期表示については、道路運送車輌法に定める初度登録時における「自動車車検証の有効期限」を経過していない車輌に限ります。

※ 排気ガス記号の変更のみで、仕様変更の無い場合は「前期」「登録遅れ」に該当いたしません。

8. 初年度登録前、使用車輌について

大使館使用車、メーカーテスト車、空港敷地内使用車などが挙げられます。
例）：国内ディーラー　⇒大使館⇒　国内新規登録ユーザー
　　｜←　　→｜この間が未登録扱いとなるため年式（モデル）がずれてしまいます。
この様な車輌を登録する際は、当会指定端末装備その他欄及び
検査カードに「モトタイシカンシャトウロクオクレ」等と表記が必要です。

9.「8ナンバー」車輌について

「キャンピング車」
「放送宣伝車」
「事務室車」

キャンピング車　・放送宣伝車　・事務室車など車検証の形状を記入します。
また架装メーカーのものについては、そのメーカー、シリーズ名をグレード又特記欄に記入いたします。改造キットの有無も特記又装備欄に記入いたします。
※例：「8NO　キャンプキット無し」…キャンピング登録車でそのキット（コンロ、シンク、ベッド等）が何も無い。
　　：「8NO　キャンプベッドコンロ」…キャンピング登録車でベッドと　コンロのみ装備されている。

10.「メインキー」「スペアキー」「セキュリティコードキー」「セキュリティカード」等について

「メインキー」
「スペアキー」
「セキュリティカード」
「セキュリティコードキー」

メインキー（イモビ内蔵タイプ含む）、スペアキー、セキュリティーコードが記載されているカード、及びセキュリティを解除するために必要なコードキーの有無については事前に確認願います。 確認無き場合のクレームについてはクレーム対象外となります。

11.「エアロ」の表示について

「エアロ」

「エアロ」…F（フロント）＋S（サイド）＋R（リアアンダー、トランク又はルーフ）スポイラーの3点が揃っている物。
※F及びRUNスポイラーにはバンパー一体型も含みます。
※純正、社外品いずれの場合でも「エアロ」表記出来ます。「Gエアロ」や「ガイエアロ」等と表記されていない装備内容については当会指定端末での確認、又は問い合わせにてご確認下さい。
※万一、登録データと登録画像との内容相違があった場合でも、下見画像で確認できるものについては、主催者判断によりクレームの対象外とする場合があります。

12. 足回りの部品表示について

「バネ」
「ショック」
「サス」

・「バネ」…コイルスプリング（車種によりリーフスプリング）
・「ショック」…ショックアブソーバー
・「サス」…上記「バネ」＋「ショック」

13. マフラーの表示について

「検対マフラー」
「社外マフラー」

・「検対マフラー」…車検対応の社外品マフラー
　（証明書の有無については、お問い合わせ下さい。）
・「社外マフラー」…社外マフラー（触媒が無いもの含まれます。）

14.「フロアマット」の表示について

「純正マット」
「社外マット」

・その車輌の純正品マットのみ「純正マット」と記載できます。
・カーショップで販売している後付けマットや、その車輌のものでない他社用マット等は「社外マット」となります。（純正品、社外品、共にマットの表記は任意と致します。）
※フロアマットのほとんどはオプション品であるため、記載の無き車輌は欠品扱いとなりますが、標準装備である車輌の場合でも、装備欄などに「純正マット」の記載がないものは欠品扱いとさせて頂きます。尚、有無については事前にお問い合せください。

15.「名変中」の表示について

検査日に名義変更が間に合わない車輌の場合、登録店様は検査カードの特記事項欄に「名変中」と記載して下さい。
※「名変中」の記載がある車輌が成約となった場合でも、成約車輌の引渡し遅延の場合はペナルティーの対象となります。

16. 貨物車の定員表示について

定員欄は車検証の記入が「2／4」＝4 「3／6／9」＝9となります。

17. 検なし車輌について （第56条補足）

（1）書類は原則として謄本渡しとします。
（2）検ナシ車輌は、当会指定端末画面の車検欄が「無記入」もしくは「過去月・当月」で表示されます。
（3）当会指定端末画面の車検欄が当月表示で成約となり車検残がある場合、登録店は必ず成約車輌を引き渡すまでに当社に連絡し、継続・抹消のどちらで書類を送付するのか確認してから送付するものとします。
（4）継続で書類を受けられる購入店には、別途自動車税相当額の預かりが発生し、名義変更通知に応じてご清算いたします

18. 輸入車の取扱いについて

未登録車

1．未登録車について
輸入車の未登録車は、通関証明書・予備検査証の有効期限が45日以上あるものとします。

モデル

2．「モデル」等表示について（モデル欄へ表示）
●BMW、ベンツ（1994年8月登録以降）、プジョー等、正規輸入元がモデル表示をしない輸入車の「モデル」は削除します。（下記一覧表参照）尚、並行輸入車は、製造年又はモデル年式（早出し含む）をモデル表示します。
＊早出し（翌年モデル）とは、同一年内にモデルチェンジを含む仕様変更が有った車輌の後期型を指します。又二度以上の仕様変更が有った車輌については、その最終型のみを早出しとして取り扱います。
＊並行輸入車で、モデル特定が出来ない場合は製造年を「モデル」表記して下さい。
＊クレーム申請は、購入店がその根拠、差異について明確にし申請を行うものとします。
＊モデル記入は製造年の翌年までとします（AMG・レインボースター・アルピナ等を含む）

平成２０年　３月　１日改訂

モデルを記載しない正規輸入車一覧
・ベンツ（1994年8月登録以降）・BMW・ローバー・アルファロメオ・スマート・ヒュンダイ
・フィアット・フェラーリ・プジョー・ベントレー・マセラッティ・マティス・ロールスロイス
キャバリエ・ルノー・シトロエン・ジャガー・ダイムラー

D，H
ハンドル
「登録遅れ」

・ディーラー車は「D」、並行輸入車は「H」、三井物産輸入車は「M」と表示します。
・ハンドル（右）は「R」、ハンドル（左）は「L」と表示します。
・上記、モデル記載しない正規輸入車の登録遅れについては、購入の際、リストに表示された車輌の車台NO、装備欄及び仕様などを十分ご確認の上、購入下さい。

免責金額

3．クレーム対応基準について
輸入車のクレーム免責額は、3万円程度となります。

4．国内メーカーの海外生産車の取扱いについて

国産車

国内メーカーによる海外生産車を同メーカが輸入し、販売した車（正規輸入車）（アコードワゴン、シビッククーペ、セプター、ミストラル、プリメーラHB他）

➡ 国産車扱い

輸入車

国内メーカーが海外向けに生産し、逆輸入したもの
（フェアレディZ及びレクサス等の左ハンドル仕様車）
国内メーカーが海外で生産した車を同メーカー以外の業者が並行輸入したもの

➡ 輸入車扱い

5．アメ車取扱いについて
「アメ車」とは、国内メーカー米国生産車を除く、米国メーカー現地生産車を指します。
■ 流通基準
1．正規ディーラー車及び5年落ち以内の並行車

19．クレーム対応基準について

（登録店の参加確認義務）

「検査カードおよびPBCで申告された内容」及び「画面に明記された内容」のいずれも、登録店がすべて最終責任を負って頂きます。万一、検査員の代行記入や登録車輌の入力事故等があっても、その内容についての確認責任は登録店になりますので、記載漏れ等がないか事前に最終確認をお願いします。クレームが発生した場合、下記の要領にて処理させて頂きます。

（契約解除対応）

1．契約解除を伴う重要事項クレーム

クレームの内容	クレームの期間	クレームの対応基準
盗難車・書類偽造等法的問題のある車（海外盗難車含む）	無制限	●ペナルティー10万円 ●購入店までの往復輸送費 ●売買手数料相当額 ●車輌加修費 ●転売後の実費（販売利益は除外）
メーター改ざん車（メーター交換含む）	売買成立日より6ヶ月以内	
メーター交換（記録有りで合算距離が変わる場合）		●ペナルティー5万円 ●購入店までの往復輸送費 ●売買手数料相当額 ●車輌加修費
接合車		

平成２０年　３月　１日改訂

冠水車・風害車 消火器粉末剤散布車	売買成立日より 3ヶ月以内	●転売後の実費 （販売利益は除外）
エンジン・シフト 乗せ替え	売買成立日より 1ヶ月以内	●購入店までの往復輸送費 ●売買手数料相当額 ●車輌加修費（外装・内装・機関・機構の修理費用のみ主催者判断で適用）
メーター交換 （記録有りで合算距離が変わらない場合）		
ひょう害車 修復歴車	売買成立日より 10日以内	
年式・グレード・型式 排気量・車歴 登録遅れ等	譲渡書類到着後10日以内、但しスキップ・ネクスト利用の場合、取引起算日より20日以内。	
シフト・AC・PS・PW SR・カワS等の装備	売買成立日より 6日以内	

※その他、当社において重要事項クレームと判断した場合、「契約の解除」の裁定をする時がある。

※「陸送前キャンセルペナルティについて」
成約車輌について車輌明細の内容相違が輸送前に判明し、購入店判断で契約解除となる場合、クレーム内容を問わず登録店が一律ペナルティ2万円を負担します。

※「自社引取車輌キャンセル時の登録店陸送費負担について」
・購入店が直接登録店へ引取りに行き、その場でクレームとしてキャンセルになった場合は片道陸送費相当額を登録店が負担します。
・購入店到着後、クレームとなりキャンセルになった場合は往復陸送費相当額を登録店が負担します。（オークネット指定陸送業者の陸送料金に準じます）

（内装・外装）
2. 内装・外装について
登録車明細と購入車輌との品質が著しく相違する場合は、売買成立日より6日以内に限り登録車明細を考慮の上、当社の裁定に基づき対応させて頂きます。

（機関・機構）
3. 機関・機構について
車輌運行及び作動に支障がある場合や、登録車明細（画面表示含む）に表示があっても購入車輌の品質が著しく相違する場合は、売買成立日より6日以内に限り年式・走行・車輌の特性を考慮の上、当社の裁定に基づき対応させて頂きます。

（付属品・装備品）
4. 付属品・装備品の欠品について
標準装備のリモコン、トノ（幌）カバー、ナビROM等の欠品は、初度登録より3年未満についてクレームの対象となります。対応については現物支給、又は実費相当の減額となります。
初度登録より3年以上経過した車輌の標準装備の付属品については、別途、対応します。
※メインキー、スペアキーやセキュリティを解除する為のキーについては、セリ前に有無をご確認下さい。確認無き場合は、クレーム対象外となります。

（クレーム期間延長）
5. クレーム延長期間について
購入車輌が購入店に6日以降に到着した場合のクレーム期間は車輌到着の翌日までとします。（クレーム延長のご連絡は不要です。）

（現物送付対応）
6. 現物送付（部品対応）については、クレーム解決日より7日以内に発送することとします。（送料登録店負担）
尚、7日以内に発送なき場合、実費相当の減額となります。

（備品の車載）7. 備品の車載について
備品を車載する場合、その内容を陸送業者に申告する事
又、備品車載による車輌の瑕疵及び輸送中に起きた不具合は出品店責任となります

20. 成約車輌の引渡しについて

登録店は、売買成立日翌日より成約車輌の引渡しが可能となるようご対応願います。登録店の都合ですみやかに引渡しができない場合、下記の要領にて対応させて頂きます。

車輌引渡しが成約翌日
含み3日を超える場合

購入店の意向により契約解除ができ、その際登録店はキャンセルペナルティとして、当日登録店キャンセルと同様の扱いとなります。また、解除をしない場合はペナルティとして5万円をお支払い頂きます。

※但し、購入店からの引渡遅延クレーム申告が成約日から3日を越えてしまった場合や、当社がやむを得ないと判断した場合は、この限りではありません。

21. 譲渡書類の有効期限45日未満の引受について （第29条補足）

早期名変依頼料

万一、譲渡書類の有効期限が規定の期限 （45日以上）を満たしていない場合、購入店がその譲渡書類の引き受けを承認したものに限り、当社は受付します。その場合、登録店は購入店の早期名義変更実行に対し、早期名変依頼料として金10，000円を支払うものとします。但し、購入店が早期名義変更を引き受けたにもかかわらず、譲渡書類の有効期限を切らし失効させた場合、早期名変依頼料を返還し、かつ第36条第3号に定める書類差し替えペナルティを登録店に支払うものとします

22. 当社の調査による事実上の倒産について

当社の調査とは、当社と登録店との取引状況、登録店所在地や代表者宅の現地調査、写真撮影、周囲（業者）や営業社員からの事実聴取等を言い、かかる当社の調査により下記の事項の3項目以上に該当する場合は、当該登録店は事実上倒産したものとみなす。

1，電話をしても不通となり連絡が取れない。
2，営業時間中に社内に代表者や従業員がいない。
3，登録店とは無関係の第三者が社内を占有している。
4，通常営業をするために必要と思われる備品が社内にない。
5，展示車が大幅に減少ないしは存在しない。
6，新聞や郵便物が溜まっており、その量が著しく拡大であるか若しくは金融機関や消費者金融業者、税務署や裁判所等からの催促状がある。
7，水道、電気等のメーターが止まっている。
8，代表者宅に1，6，7のいずれかに該当する事由がある。
9，登録店ないし代表者個人の信用情報に事故情報がある。

23. 共有在庫商談成約におけるご注意

商談成約

共有在庫商談は、登録店が登録している卸価格をもとに主催者が仲介を行い、卸価格もしくは登録店の売却希望価格を購入希望店が了承したとき、又は購入希望店の購入希望価格を登録店が了承したときに成約とし結果報告いたします。但し、連絡に時間を要した場合等は、主催者が判断し最終確認を行い成約とします。

24. 譲渡書類引渡しの制限について

所有権について

(1) 信販会社等の所有権がついている場合は、所有権解除後の譲渡書類(印鑑証明・委任状・譲渡書等)で送付願います。

自社名義について

(2) 当社にて円滑な移転登録の妨げになると判断された場合、自社名義にして送付願います。(用途が自家用の「わ」ナンバーのレンタカー等)

25. リサイクル料金について

リサイクル料金の申告

1. 登録店は、リサイクル料金が預託済みである場合は、当会指定端末並びに出品申込書に金額と共に預託済みの申告を登録又は記入してください。
   尚、資金管理料金は、精算対象外になります。申告額に加算しないように、お願い致します。(C 券の金額は含みません)
2. リサイクル料金を預託していない車輌の申告方法は、検査カードには、記入をする必要はありません。未記入でお願いします。
3. 検査後、当会指定端末で確認し、リサイクル料金に差異又は、申告漏れがある場合は、迅速に、当会に申告をしてください。

リサイクル料金の修正

1. 登録店、購入店共に、当会を通じてリサイクル料金の申告漏れ及び修正の申告があった場合、その申告内容に応じて頂きます。
2. 成約後の預託の有無および料金の修正は行いません。
3. 「預託済み」申告が無く、譲渡書類に「リサイクル券」が添付されている場合は、リサイクル料金を無償譲渡したものとみなします。
4. 登録店の申告金額が、リサイクル券に記載されている金額より大きい場合、「預託済み」申告が「未預託」だった場合は、当会の判断にて修正を行います。
5. 購入店は、譲渡書類が到着次第、すみやかにリサイクル券の有無及び、リサイクル預託金の合計額を確認してください。

26. 評価点の評価方法について

【評価方法】

①検査員は、セリ前の検査において出品車の瑕疵状態、修復歴の有無等をチェックし状態図に表示します。

②検査員の主観による評価点付与は行いません。

③評価点は上記のような諸条件や諸元をもとに「評価点自動算出システム」により客観的に算出されます。

27. 福祉車輌の消費税について

福祉車輌を出品する場合は、法令に基づき消費税の課税・非課税を正しく申告して下さい。落札店は、車輌到着後、速やかに車輌状態と消費税の課税区分を確認し、課税区分に相違があった場合、名義変更の完了日から5日以内に申告願います。当社が認めた場合に限り、登録店の事情にかかわらず消費税の修正を行わせて頂きます。

28. 登録車の文字情報と写真について

登録車の品質表示は、「登録車一覧表」及び「当社指定端末に表示される車輌映像と文字情報」での表示となりますので、登録車一覧表と相違がある場合は、必ずご確認願います。確認無き場合のクレームについては、受付が出来ない場合があります。

写真情報項目

（1）写真情報
登録店は出品車へ追加したい写真を、当社指定端末より自身にて最大9枚まで写真を登録できます。
（2）携帯端末
携帯端末による閲覧情報は、簡略化されたデータですので、必ず専用サイトにてご確認をお願いいたします。

29. 車台番号の表示について

一部車輌を除き出品車輌の車台番号を出品データにて表示します。

30. 抹消登録（一時輸出抹消等含む）の提出期限について

① 購入店は、抹消登録を行った場合、抹消登録月の翌月 5 日の受付営業時間内までが移転登録通知義務であり、自動車税相当額の返金申請期限になります。この場合、電話連絡による申告が必要になります。開催回数、出品番号明記の上、抹消謄本を提出してください。
1、 抹消登録（輸出抹消含む）の場合は、抹消月を基準に月単位で還付・還元
2、 抹消登録（輸出抹消含む）以外は、年度内全額を出品店に還付
② 同年度内に移転登録後、抹消登録した場合も、前項①と同じ取り扱いになります。
③ 購入店は、この期限までに提出がなかった場合、自動車税還付譲渡金額相当分を無償譲渡したものとみなします

31. 軽自動車名義変更及び税止めについて

① 軽自動車については、自動車税相当額の預かり金は、発生いたしません。但し、年度末のオークション開催分で1年分の自動車税相当額を預かる案内を別途通知いたします。
② 税止め手続きについて購入店は、名義変更と同時に旧名義人の納税義務消滅の手続きを行って頂きます。この手続きを怠り、新年度の自動車税が旧名義人に課税されないよう、迅速な手続きをお願いいたします。